

浦福い第 620 号  
令和 4 年 3 月 23 日

浦添市地域包括支援センター  
各 居宅介護支援事業所 御中  
浦添市指定第 1 号事業指定事業所

浦添市長 松本 哲治  
( 公 印 省 略 )

事業対象者が要介護等の認定申請期間中に利用した介護予防訪問（通所）介護相当サービスの取扱いについて

日頃より、浦添市の介護保険事業及び地域支援事業にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

標記の件につきましては、現在まで集団指導等により示してきたところではございますが、本市における運用について下記のとおりまとめましたので、内容をご確認のうえ、利用者へのご案内等、事業の円滑な実施にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1 事業対象者が要介護等の認定申請期間中に利用した介護予防訪問（通所）介護相当サービスの取扱い

#### (1) 認定結果が要介護となった場合

認定結果が要介護となった場合、以下の①②のどちらかの取扱いとなる。

どちらの取扱いとするかは、事前に関係者間で調整し、合意の上で決定するものとする。

① 認定申請日に遡り要介護者とする場合

要介護者は総合事業のサービスを利用できないことから、認定申請期間中に介護予防訪問（通所）介護相当サービスを利用していた場合は、総合事業費からの支給は不可。ただし、サービス提供事業所が訪問（通所）介護の指定を受けている場合、認定申請期間中に利用したサービスの費用は介護給付費として支給。

② 介護給付のサービスを利用するまで事業対象者とする場合

介護給付のサービスを利用するまでの間に利用した介護予防訪問（通所）介護相当サービスは、事業対象者として利用可能とされている範囲内に限り、総合事業費より支給。

(2) 認定結果が要支援となった場合

認定申請期間中に利用した介護予防訪問（通所）介護相当サービスは、認定申請日に遡って認定結果に応じた区分の範囲内で総合事業費より支給。

(3) 認定結果が非該当となった場合

認定申請期間中に利用した介護予防訪問（通所）介護相当サービスは、非該当と判定された日の前日までは総合事業費より支給。

※ 上記については、介護保険の給付を受けるために必要となる手続きが行われていることを前提とする。

2 適用開始日

令和4年5月1日

【 問い合わせ 】

浦添市 福祉健康部

いきいき高齢支援課 予防支援係

電話 098-876-1292（内線 3531）

FAX 098-876-5011